

平成29年第1回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成29年2月27日(月) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第14号 竹原市職員の退職管理に関する条例案
- 日程第 2 議案第15号 竹原市総合計画策定条例案
- 日程第 3 議案第16号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第18号 竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第19号 竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第20号 竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第22号 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第23号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第24号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第26号 平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第11号 分担金の減額について
- 日程第12 議案第12号 市道路線の変更について
- 日程第13 議案第13号 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第17号 竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第21号 竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第25号 平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第27号 平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第28号 平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成29年2月27日開議

(平成29年2月27日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1～日程第10

議長（道法知江君） 日程第1，議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案から日程第10，議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 平成29年2月23日付。宛て、竹原市議会議長道法知江様。

委員会審査報告書。

去る今月23日、本委員会を開会し、付託の事件について各委員より活発な質疑をいただき、かつ慎重に審議した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告します。

議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案，原案可決。

議案第15号竹原市総合計画策定条例案，原案可決。

議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第22号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第24号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号），原案可決。

議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号），原案可決。

以上，全ての議案は全会一致であります。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって委員長報告に対する一括質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市総合計画策定条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

松本議員、事前に通告書を出すようお願いをしておりますので、今後においては期日を守っていただきますようお願いいたします。

(13番松本 進君「わかりました」と呼ぶ)

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案に反対したいと思います。

この議案第16号は、2019年、平成31年10月1日から消費税率10%への増税を前提にした各種市条例の改定案であります。安倍首相は、影響は一時的として、消費税率8%への増税を強行しましたが、増税実施から2年が経過しても深刻な消費の落ち込みが続き、首相も予想以上に消費が落ち込み、予想以上に長引いているのは事実との見通しの誤りを認めています。消費税率10%への1度目の延期の際に、消費増税法から景気判断条項を削除し、二度と延期しないと行ったにも関わらず、世界経済情勢を理由に延期しました。

私は、消費税増税は国民の購買力や消費を冷え込ませること、国民の暮らしをさらに脅かすだけでなく、日本経済を悪化させる大きな原因だと考えます。私たちは、今国民の反対運動で消費税増税を中止させるために取り組んでいます。

以上が議案第16号に対する私の反対討論であります。

議長（道法知江君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報

告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第23号のマイナンバー制度に伴い、竹原市民の個人情報を提供する市条例案に反対をいたします。



市の説明によると、この条例案で3件の個人情報の提供が追加され、合計で33項目の市民の個人情報が個人番号、いわゆるマイナンバーの制度の利用に供されます。この議案の3件の個人情報は、子どもの医療情報、生活保護情報、地方税等に関する内容です。いずれも、個人の重要なプライバシーに関する情報であります。

国のマイナンバー制度の導入に伴う市条例案といえども、竹原市民の個人情報の完全保護は大前提であります。すなわち、個人情報の漏えいや流出によるプライバシーの侵害や悪用が起こる事態があってはなりません。ところが、この市民の不安に応える竹原市の明確な説明、答弁はありません。

今年の7月から運用される中間サーバーについて、専門家の指摘は、情報を役所間でやりとりする途中にある中間サーバーには、他の機関から照会を受けた際に提供できるように常時個人情報の副本、いわゆるコピーが保存されています。特に、地方公共団体が設置する中間サーバーは、経費節減やセキュリティー対策、運用の安定性確保の観点から、全国2カ所に共同化、集約化が図られました。ここがサイバー攻撃を受けた時に、大量の情報が一網打尽に漏れるのではないかという懸念があります。これらの懸念を含めた万全なセキュリティー、安全対策がありません。

このようにマイナンバー制度は、1つ、個人情報を100%漏えい防止する完全なシステムの構築は不可能であります。2つ目に、個人情報の漏えい、流出は、市民生活に重大な悪影響を与え、プライバシーの侵害という重大な事態を招きます。一度漏れた情報は、流通、売買され、取り返しがつかない事態となります。

私は、再度国に対してマイナンバー制度の中止を強く働きかけるべきだと考えます。そして、緊急措置としては、1つに、共通番号に紐づけする情報をできるだけ限定させること。2つ目には、自治体等個人情報を管理する諸機関から情報が漏れないように、流出させないように監視すること。3つ目には、個人情報の管理が適切かどうかを検証することなど、強く求めておきたいと思えます。

以上、私はマイナンバー制度に伴う議案第23号に強く反対をしたいと思います。  
議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11～日程第18

議長（道法知江君） 日程第11，議案第11号分担金の減額についてから日程第18，議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題といたします。

本件は，民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって，委員長の報告を求めます。

10番宮原忠行民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（宮原忠行君） それでは，民生都市建設常任委員会審査報告を行います。

民生都市建設常任委員会に付託された事件は，議案第11号分担金の減額について，議案第12号市道路線の変更について，議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について，議案第17号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案，議案第21号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案，議案第25号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号），議案第27号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号），議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の8件であります。

去る2月24日午前に集中審査，午後から市長の出席答弁を経て採決に至ったものであります。

議案第11号農業用施設整備事業等の分担金の減額については，全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第12号市道路線の変更についても，全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定については，正副委員長を除く5人の委員から指定管理者制度のあり方，随意契約期間1年に対する疑義，体育館施設管理を含むスポーツ振興と公園管理の分離等々について質疑応答が展開された後，採決に臨んだところ，可決すべきとする者3名，否決すべきとする者3名との同数となりましたので，施設管理について一日の空白を置くべきでないとする委員長の裁決により，可決すべきとする者4名の過半数をもって原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案については，全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条

例案についても、全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第25号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についても、全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第27号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、全員一致で原案のとおり可決されました。

議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、全員一致で原案のとおり可決されましたので報告します。

以上で民生都市建設委員会常任委員会審査報告といたします。ありがとうございました。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第11号分担金の減額について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号市道路線の変更について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第13号に反対をします。

私はまず、これまで指定管理者としてバンブー公園体育館等の管理運営に御尽力されたことに敬意を、まず表しておきたいと思えます。

私は、このたびの議案をはじめ、公共施設を管理する指定管理者制度が行き詰まりにきていると考えるものです。市の説明では、指定管理者制度のメリットが2点説明されました。1つは、住民のニーズに沿ったサービスの提供。2つは、行政経費の削減が期待できるというものであります。しかし、私が市の情報公開で請求した竹原市の指定管理者の評価基準とその内容についての資料では、対象となる公文書を作成または取得していないためという回答であります。すなわち、これまで取り組んできた公共施設の指定管理者制度について、竹原市は情報公開できる公文書を作成しておりません。

この議案に関わるこれまでの経緯等が報告されましたが、今日の事態を招いた最大の要因が何であるのか分析をして、その解決策を説明することができておりません。市は、指定管理者制度のメリットの一つとする行政経費の削減についても、これまで幾ら削減できたのか、それを住民サービスにどのような施策で貢献できてきたのか、これについて全く説明責任が果たされていない。竹原市は、地元業者の仕事の確保を最優先にすべきであります。行政経費の削減を最優先にした指定管理者制度は、抜本的に見直すべきであります。

す。指定管理者制度の黒滝ホームの運営の例で見ると、給食食材を地元地域から調達できない事態となり、地域経済の振興を阻害しています。この深刻な事態を全く生かそうとしない市政のあり方が、今厳しく問われている。指摘せざるを得ません。

私は、今こそコスト削減を最大の目的とする指定管理者制度を抜本的に見直して、地元業者の仕事の確保を最優先にする、この行政姿勢に改めることを強く指摘して、この議案に反対いたしたいと思います。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 私は、議案第13号に賛成の討論をさせていただきます。

現在の指定管理者による管理期間が平成29年3月で満了した場合、サービスの低下など市民の皆様に御不便をおかけするおそれがあることから、現状の市民サービスを維持するため、新たな事業者を決定するまでの当面の1年間に限り、暫定措置として現行指定管理者による管理を提案するという苦渋の決断をせざるを得なかったとのことであると思います。

新年度においては、速やかに新たな事業者を募集、選定に取り組み、民間の経験や企画力を活用できる指定管理者制度のもとで、効率的な運営と切れ目のない市民サービスの提供を目指すとのことですので、その言葉を信じ、賛成の討論をさせていただきました。

ただ、一言言わせていただきます。

現在の指定管理者においては、指定管理者という枠組みを超えた部分において、スポーツの振興のみならず、地域の活性化、人材育成にも多大な協力をいただいております。その活動は老若男女幅広く認知され、健康で心豊かな生活を送る一助にもなっていると思います。

しかしながら、今回の入札に関して様々な意見等を耳にいたしました。指定管理者が誤解を受け非難されることのないように、また今後は入札の方法や規定に関してしっかりと協議いただき、よりクリアな状況で決することを望むとともに、担当である民生都市建設委員会に対しての経過報告やその時期など、大いに改める部分があると思いますので、今後の対応を強く指摘させていただき、討論を終わります。

議長（道法知江君） 2番竹橋和彦議員。

2番（竹橋和彦君） 私は、賛成の立場で討論に参加いたします。3点の観点より賛成意見を申し上げます。

1点目は、利用者や住民サービスの上において、空白期間を置くことは避けねばならな

いということです。

2点目は、当該指定管理者は、総合型地域スポーツクラブとして平成18年から今日まで各種スポーツを通して青少年の育成を醸成し、また生涯学習スポーツとして健康寿命の増進を図ることにより、社会関連経費の削減にも寄与され、その目的を達成するために各種の自主事業に積極的に取り組まれ、さらに利用者の声を検証し、普及啓発活動を図られていること、あわせて地元企業でもあり、雇用の創出に貢献されています。

3点目は、このたびの事案を踏まえ、募集要項、募集期間、選定方法、選定委員会、プレゼンテーションの時間軸を考慮し、さらによりよい指定管理者制度のあり方を検証、周知、審査する上において、御提案の1年間は必要であると判断いたします。

以上、3点の観点より、私は賛成といたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

議案第21号竹原市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号平成28年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成28年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、2月28日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時36分 散会